

東 海 市 防 犯 灯 設 置 基 準（概要版）

◇ 設置できる場所について

既存の道路照明灯又は防犯灯と、新たに設置する防犯灯との距離が概ね 50メートル間隔の場所に設置します。

- (1) 防犯及び交通安全対策上有効な箇所
- (2) 通学路（概ね 30メートル間隔）
- (3) 道路の曲がり角又はカーブ等で見通しの悪い箇所（概ね 30メートル間隔）

◇ 設置できない場所について

- (1) 私有地（マンションや境内地内等含む）又は私道
- (2) 隣接建物等の照明で明るさが確保されている場所

◇ 設置等の相談

設置相談やご不明な点等ございましたら、交通防犯課（Tel 052-603-2211、0562-33-1111）まで御連絡ください。また、合わせて裏面も御参照ください。

◇ その他

防犯灯の照明器具は、新設又は器具取替するものについては、LED防犯灯（蛍光灯 32形相当）としています。

※電柱共架等により、道路に隣接する民地に設置が必要な場合は、承諾書が必要になります。

設置イメージ

